

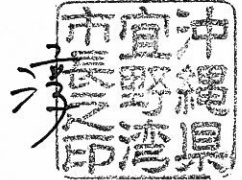


沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令第4条ただし書の規定による規模を定める条例をここに公布する。

平成28年12月20日

宜野湾市長

喜通



宜野湾市条例第35号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令第4条ただし書の規定による規模を定める条例

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成7年政令第252号）第4条ただし書の規定により条例で定める規模は、0平方メートルを超える面積とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。